

排水管清掃をする為の根拠となる法律

建築物衛生法の施行規則(第4条の3)では「特定建築物の排水に関する設備の清掃を、6ヶ月ごとに1回定期的に行うこと」とされている。また、営業用厨房排水系統は1ヶ月ごとの点検と4ヶ月に1回程度の清掃が適当と考えられている。

この他、労働安全衛生法の事務所衛生基準規則(第14条)では、「排水設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないように、補修及びそうじを行わなければならない」と規定され、第15条で「6ヶ月以内ごとに1回の定期清掃を行うこと」とされている。